



第406理事会

発行所 山口県理容生活衛生同業組合
〒754-0042 山口県山口市小郡長谷一丁目5番32号
電話 083-973-0051(代)

今月の紙面

Table listing contents for the 406th board meeting, including the 4th regular meeting, a drawing contest, and various reports.

今後の日程

Table listing future dates for the 5th regular meeting, 407th board meeting, and 65th general meeting.

山口県理容生活衛生同業組合
第65通常総代会
ご案内

日時: 令和4年5月23日(月)午前10時30分
場所: 山口市湯田温泉 「かめ福オンプレイス」
(旧ホテルかめ福)

県組合事務所住居表示変更
のお知らせ

下記のとおり変更となりました
〒754-0042
山口県山口市小郡長谷一丁目5番32号
(TEL・FAXは変更なし)

令和3年12月6日(月)役員研修会終了後、山口県理容美容専門学校 講堂に於いて、第406理事会が出席19名、欠席2名のもと開催された。



1. 経過日誌について
2. 全理連第6回理事会の経過について
3. 中間監査会の経過について
4. 第73回全国理容競技大会山口県代表選手選考会の経過について
5. 令和3年度生衛業各種表彰者について

1. 常任理事退職慰労金規程の廃止について
2. 協 議 事 項
3. 令和4年度各部門の事業計画案について

6. 令和3年度全理連共済加入促進運動の結果について
7. その他について
(1) 「理容組合 お客様感謝祭」について

2. 令和4年度各部門の事業計画案について
3. 令和3年度収支の見通しと令和4年度収支予算案について

確定申告
~感染リスク軽減のための税務署からのお願い~
密を避けて さあ、おうちで スマホでe-Tax
密を作らない
確定申告会場への入場には 各会場当日配付 整理券が必要です

松永総務企画部長から口頭により、締め切りが令和4年1月12日(休)。ギフトカタログの仕様変更。FM山口・TYSによるスポットCMがある等の説明があった。

おお客様感謝祭の応募用紙枚数を記載するの(川野理事)
書かなくて良い(吉永理事長)
(2) 九大食品(株)冬ギフト商品購入協力をお願いについて

令和3年12月6日(月)午前9時30分より県組合事務所2階会議室に於いて、第4回常任理事会が開催された。

の手数料がかかることになるので、その対応として支部において「ゆうちょ銀行」口座の開設及び「ゆうちょダイレクト」の申し込みをお願いしたい。

話をする等の説明があり、異議なく挙手により承認された。
6. 今後の日程について
吉永理事長から資料により説明があり、異議なく挙手により承認された。

吉永理事長から大森理事長の書籍の配布について説明があった。
以上全項目に亘って異議なく承認され、松永副理事長の閉会宣言により午後4時13分終了した。

赤ちゃんの筆
「ファーストヘアカット」を記念日にしよう
世界にひとつだけの記念品
赤ちゃん筆をつくりませんか?
ひとつひとつオーダーメイド。

取扱店募集
サロン様 応援ツールも充実!
年間通じての提供品!
・送料もすべて無料
・1店舗につき各1枚となります。
株式会社 光文堂
0120-474120

「理容組合 お客様感謝祭」抽選会
A賞 グルメカタログギフト 味景 「碧緑」 100名様
B賞 ぶちうまー山口カタログギフト 「せせらぎ」 300名様
C賞 JCBギフトカード 500名様
総数 950本
パソコンでのランダム抽選。



中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じていた」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

- 一時支援金または月次支援金を受給された方
事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!
- 登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方
事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日も含む)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukukatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です!

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請^{※3}

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

マイページから申請
下記書類①～④を添付
(過去受給時の情報を活用可能)

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番^{※2}

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がない方

ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する

TV会議/対面により・事業を実施しているか・コロナの影響を受けているか・給付対象等を正しく理解しているかについて事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑧を添付

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給してならず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問、③金融機関の事業性投資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。

※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した上で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)

※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書



※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給してならず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等



7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等



8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)



※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出できない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。